

小規模購買施設等整備計画調書

規則第12条の7第2項第4号関係

建築物の所在地			
建築物の用途	床面積	m ²	

《 小規模購買施設等整備基準 》			
チェック欄	届出時において をチェックしてください。 《小規模購買施設等整備基準》欄の該当する にチェックし、その他【 】には具体的内容を記載してください。 「視覚障害者等が利用する」とある基準は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する」施設の部分に適用されるため、学習塾等を除くすべての小規模購買施設等（不特定かつ多数の者が利用する施設）に適用されます。学習塾等（特定かつ多数の者が利用する施設）においては「主として視覚障害者が利用する部分」がある場合に限り適用されます。		
	1 出入口	視覚障害者等が利用する主たる外部出入口 (第1の2)	
	出入口前後の点状ブロック等		
	幅 80cm		
	戸を設ける場合	戸の構造（ 自動開閉扉 引き戸 その他【 】）	
		戸の全面が透明な場合の衝突防止措置	
2 廊下等	高齢者等が利用する廊下等 (第1の3、第1の5、第1の6)		
	(1)	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ	
		視覚障害者等が利用する階段又は傾斜路に近接する部分の点状ブロック等	
	(2)	床面に高低差がある場合	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
			勾配 > 1/20 又は高さ > 16cm の場合 握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり（踊場含む）
			傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置
			勾配 > 1/20 かつ側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり 5cm
			視覚障害者等が利用する傾斜路の踊場の両端部分の点状ブロック等
			階段に代わる傾斜路の幅 120cm、階段と併設する傾斜路の幅 90cm
		特殊構造昇降機	勾配 1/12（高低差 16cm の場合 勾配 1/8）
	傾斜路の高低差 > 75cm の場合 高さ 75cm ごとに踏幅 150cm の踊場		
			平成18年国土交通省告示第1492号に規定する特殊構造昇降機とその構造
			昇降路の出入口に接する部分の水平面
3 階段	高齢者等が利用する階段 (第1の4)		
	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ		
	片側に握りやすい高さ（標準：75cm～85cm）の手すり		
	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差等により、段を容易に識別できる措置		
	段鼻の突き出しその他のつまずき防止措置		
	蹴込板及び滑り止め		
	側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり 5cm		
	主たる階段を回り階段としない 主たる階段を回り階段以外とすることが困難		
	視覚障害者等が利用する階段の踊場の両端部分の点状ブロック等		
4 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上が基準をみたすこと。）	高齢者等が利用する便所（ホテル等のみに適用 ただし客室の内部に設けるものを除く） (第1の7)		
	1以上の出入口	床面に高低差がある場合の傾斜路	幅 90cm
			勾配 1/12（高さ 16cm の場合 勾配 1/8）
			幅 80cm
	戸を設ける場合	戸の構造（ 自動開閉扉 引き戸 その他【 】）	
		戸の全面が透明な場合の衝突防止措置	
		戸の前後に高低差なし	
	洗面所	70cm 洗面器の高さ 80cm	
		洗面器の周囲の手すり	
		水洗器具（ レバー式 光感知式 その他【 】）	
	男子用小便器	小便器（ 床置き式 壁掛け式 その他【 】）	
		周囲の手すり	
	腰掛式便房	戸の構造（ 自動開閉扉 引き戸 その他【 】）	
		腰掛便座、手すり等の適切な配置	
		便器の洗浄装置（ 光感知式 押ボタン式 その他【 】）	

5 敷地内の通路	(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路 (第1の5、第1の6、第1の9)				
	ア	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ			
		段がある部分	握りやすい高さ(標準:75cm~85cm)の手すり		
			踏面の端部とその周囲の部分との色の明度差等により、段を容易に識別できる措置		
			段鼻の突き出しその他のつまずき防止措置		
			蹴込板及び滑り止め		
			側面が壁でない場合、側板又は立ち上がり 5cm		
	主たる階段を回り階段としない 主たる階段を回り階段以外とすることが困難				
	イ	(ア)	幅 120cm		
		(イ)	排水溝	粗面又は滑りにくい材料による仕上げの溝ぶた	
				車椅子のキャスターが落ち込まない溝ぶた	
		(ウ)	路面に高低差がある場合	傾斜路	粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
					勾配 > 1/20又は高さ > 16cmの場合
					握りやすい高さ(標準:75cm~85cm)の手すり(踊場含む)
					傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置
					勾配 > 1/20かつ側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり 5cm
					視覚障害者等が利用する傾斜路の踊場の両端部分の点状ブロック等
					階段に代わる傾斜路の幅 120cm、階段と併設する傾斜路の幅 90cm
	勾配 1/12(高低差 16cmの場合 勾配 1/8)				
	傾斜路の高低差 > 75cmの場合 高さ 75cmごとに踏幅 150cmの踊場				
特殊構造昇降機	平成18年国土交通省告示第1492号に規定する特殊構造昇降機とその構造				
	昇降路の出入口に接する部分の水平面				
(2) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路 (第1の9)					
視覚障害者利用経路	道等から外部出入口までの経路のうち1以上(下記の場合を除く)				
	・ 主として自動車の駐車のために供する施設				
	・ 建築物管理者等が常時勤務する案内所から敷地の出入口を容易に視認できる				
	・ 敷地の出入口付近にモニター付インターフォン等、音声による誘導案内設備の設置				
	・ 道等から案内設備までの経路がイ、ウの基準に適合				
点状ブロック等	線状ブロック等及び点状ブロック等の適切な組み合わせ、又は音声その他の方法により誘導する設備				
	段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分				
	段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分				
	車路に近接する部分				
	車路を横断する部分				